

第5次青森県循環型社会形成推進計画【原案】概要版

計画の概要

1 策定の趣旨

循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的かつ、効果的・計画的に推進するために策定

2 計画の性格と位置付け

本県の「**廃棄物処理計画**」であるとともに、循環型社会の形成に関する施策を定めるもの
また、県の「**食品ロス削減推進計画**」及び「**ごみ処理長期広域化・集約化計画**」としても位置づけるもの

3 計画期間

令和8年度から令和12年度まで(5年間)

循環型社会形成に向けた現状と課題

(1) 一般廃棄物の現状と課題

OR5 1人1日当たりごみ排出量**967g**(生活系652g・事業系ごみ315g)
長期的に改善傾向にあるが、全国下位の状況。生活系ごみの削減の進んでいない市町村においては、減量に向けた施策の強化や新規施策の導入を進めることが必要

事業系ごみについては、ホタテガイ養殖残さをはじめ、農林水産物由来のものが恒常的に多く発生している所以对策が必要

OR5 リサイクル率**12.6%**(行政回収) / **28.2%**(民間回収含む)

民間回収率は行政回収に比べて減少は緩やかだが、全体として減少傾向にあるため、プラスチック製品等の資源化に向けた検討等が必要



(2) 産業廃棄物の現状と課題

OR5 排出量261万1千t、再生利用量126万1千t、最終処分量7万6千t
前回調査時(H30)と比較して、排出量及び再生利用量は減少し、最終処分量は増加

引き続き、排出量及び最終処分量の抑制と再生利用量の増加に向け、関係者の責任と役割分担に応じた取組が必要

(3) 食品ロスの現状と課題

OR5 家庭系・事業系をあわせた発生量は45.1千t、県民1人1日当たりでは102g

1人1日当たりの数値は全国と同じだが、外食産業からの発生量が多い傾向にある。多様な主体が食品ロス削減の意識を持つことが必要

計画の推進

1 推進体制

事業者団体、NPO、各種団体、行政等で構成する「もったいない・あおり県民運動推進会議」との連携を図る。

2 進行管理

取組状況の点検・公表、必要に応じた見直し等により管理

本県が目指すべき循環型社会のイメージ(基本理念)

1 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

循環型社会の形成のため、「もったいない」の考え方に即した行動を、県民や事業者に広く浸透させる。

2 循環経済への移行による持続可能な地域づくり

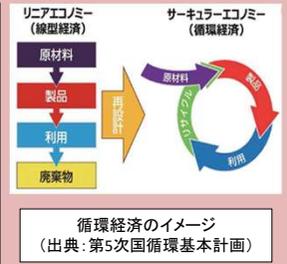
地域の特性を生かした資源循環システムを構築して、循環経済を拡大して持続可能な地域づくりを行う。

3 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大

再生可能な製品への代替など、環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大を図る。

4 自然との共生と適正な物質循環の確保

天然資源の使用と自然界への廃棄物の排出を抑制し、環境負荷の低減に配慮する。



循環型社会形成のための目標

○一般廃棄物

	現状(R5)	目標値(R12)
1人1日当たりごみ排出量	967g	900g
リサイクル率(行政回収分)	12.6%	20.0%
リサイクル率(民間回収分を含む)	28.2%	40.0%
1人1日当たり最終処分量	117g	85g

○産業廃棄物及びその他関連目標

	現状(R5)	目標値(R12)
排出量	261万1千t	253万4千t
再生利用量	127万5千t	126万8千t
最終処分量	7万6千t	7万t
食品ロスの量	45.1千t	37千t
容器包装プラを回収する市町村の数	23	40
製品プラを回収する市町村の数	2	40



施策の方向性

○計画期間中の重点取組

1 行政・民間事業者等各主体の連携強化による3R+の推進

3R推進に加え、再生可能資源への代替、リユースの促進など、循環経済への対応を踏まえた取組の拡充・実践の促進

2 市町村が抱える地域課題の解決

ホタテガイ養殖残さなど地域特有の農水産業系廃棄物、処理困難物、高齢者や外国人への対応など、諸課題解決に向けた取組推進

3 プラスチック資源循環の推進

多様な主体が一体となったプラごみの削減や再生利用、適正処理の推進、資源循環に向けた取組強化

4 食品ロス削減対策の推進

多様な主体が一体となった食品廃棄物や食品ロスの削減、資源循環に向けた取組強化

その他の取組

(1) 一般廃棄物の3R+の推進

県民への普及啓発、ごみ減量に取り組む機会づくり、事業系ごみの発生抑制とリサイクルの促進、市町村での計画的な取組推進

(2) 産業廃棄物の3R+の推進

(3) リサイクル関連産業の振興

(4) バイオマスの利用促進

事業化に向けた研究・検討、産業利用の推進、農林水産業におけるバイオマスの利用促進

(5) 廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物の適正処理、産業廃棄物の適正処理、海岸漂着物対策

(6) 不法投棄等防止対策の推進

(7) 災害廃棄物処理対策

(8) 環境教育・環境学習の推進

(9) 個別のリサイクル法の取組

県、市町村、県民、事業者・NPOの各主体がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに相互に連携・協力しながら取組を進めていく